

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）、鳥取県企業局財務規程（昭和 38 年鳥取県企業管理規程第 8 号。以下「財務規程」という。）、本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 業務の名称及び数量
新幡郷発電所非常用発電機点検委託 1 式
- (2) 業務の仕様
業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 業務の期間
契約締結日から平成 30 年 11 月 30 日まで
- (4) 履行場所
西伯郡伯耆町中祖

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 27 年鳥取県告示第 596 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「建物等の保守管理」の「電気通信設備管理（運転保守）」に登録されている者であること。
なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成 30 年 7 月 13 日（金）正午までに 4 の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に 4 の（2）の場所に必ず連絡すること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成 15 年 4 月 1 日以降に、発電機または発電設備（自家あるいは非常用）の保守点検・整備又は修理を行った実績があること。

3 契約する者及び契約担当部局

- (1) 契約をする者
鳥取県米子市八幡 165

鳥取県

鳥取県企業局西部事務所長 石田 昭博

(2) 契約担当部局

鳥取県企業局西部事務所

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する問合せ先

〒683-0012 米子市八幡 165

鳥取県企業局西部事務所

電話 0859-26-0017 ファクシミリ 0859-26-0437

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他資料は、平成 30 年 7 月 9 日（月）から同年 7 月 31 日（火）までの間にインターネットの企業局ホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/kigyokyoku/>) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成 30 年 7 月 9 日（月）から同年 7 月 31 日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く）の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、交付期間最終日は午後 4 時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成 30 年 8 月 6 日（月）午後 1 時 30 分

イ 開札日時

アに同じ

ウ 場所

鳥取県米子市八幡 165

鳥取県企業局西部事務所会議室

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第 2 号）を作成し、電子メールにより 4（1）の場所に平成 30 年 7 月 13 日（金）午後 4 時までに提出することとし、原則として口頭、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1) の質問については、平成 30 年 7 月 17 日（火）までに企業局ホームページ

(<http://www.pref.tottori.lg.jp/kigyokyoku/>) によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、7の事前提出物を作成の上、4(1)の場所に平成30年7月31日(火)午後4時までに提出(郵送可)し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出物を提出しない者並びに開札の時に於いて入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加できない。

また、入札保証金の免除を希望する者(10の(2)のイに該当するものを除く。)に対しては、その旨あわせて通知する。

- (2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (3) 提出部数は1部とする。

- (4) その他

ア 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された事前提出物は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

ウ 提出期限以降における事前提出物の差し替え及び再提出は認めない。

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

- (1) 入札参加資格確認申請書(様式第1号)
- (2) 2(4)を証明する書面(以下「実績証明書」という。様式第3号)
- (3) 10(2)アにより入札保証金の免除を申請しようとする場合には、これを証明する書類

8 資格審査について

- (1) 6の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果については平成30年8月1日(水)までに通知する。

なお、10(2)イにより入札保証金を免除する者に対しては、その旨あわせて通知する。

- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者等は、鳥取県企業局西部事務所長に対し、入札参加資格がないとした理由等について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

ア 提出期限

平成30年8月2日(木)午後4時まで

イ 提出場所及び方法

4(1)の場所に持参すること。

- (3) 鳥取県企業局西部事務所長は、(2)により説明を求められたときは、説明を求めた者に対して平成30年8月3日(金)までに書面により回答する。

9 入札及び開札

- (1) 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を

加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を記載すること。

- (2) 入札者は、政令、会計規則、財務規程、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (3) 入札後、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出すること。
- (5) 入札者は、入札書の記載内容を抹消、訂正又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
- (6) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (7) 入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、その委任状を提出しなければならない。
- (8) 入札書及び委任状は、それぞれ様式4号又は第5号を使用すること。
- (9) 入札書及び委任状のあて名は「鳥取県企業局西部事務所長 石田 昭博」とすること。
- (10) 開札は、入札者又は代理人が立会いして行うものとする。
- (11) 入札回数は3回までとする。
- (12) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出したものは失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (13) 入札参加者又はその代理人は、次に掲げる手続きを行った上で、入札を辞退することができる。
 - ア 入札の執行前には、入札辞退届（様式第6号）を入札執行者に提出し、又は入札の執行前までに送付すること。
 - イ 入札の執行中には、入札辞退届を、入札執行者に提出すること。この場合において、すでに入札書を提出した入札参加者又はその代理人については、辞退を認めない。
 - ウ 入札参加者は、入札を辞退したことを理由として、以後の入札で不利益な取扱いを受けることはない。
- (14) 13の最低制限価格を下回る価格をもって入札をした者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、財務規程第65条の4に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

(2) 入札保証金の免除

財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第123条第3項の

規定により、次のア又はイに該当するときに入札保証金の全部又は一部を免除する場合があります。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）に基づく入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(3) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第65条の4に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合があります。

11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者の入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (3) 入札保証金の納付を必要とする入札で、所定の日時までに入札保証金を納付しない者の入札
- (4) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者
- (5) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (6) 委任状のない代理人の入札
- (7) 入札に関して不正のあった者の入札
- (8) 記名押印のない入札書による入札
- (9) 入札書の金額、氏名、印影その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載事項を確認しがたい入札
- (10) 政令、会計規則、財務規程、本件公告及びこの入札説明書に違反した入札

12 落札者の決定方法

本件公告に示した調達を履行できると判断した入札者であって、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低価格をもって入札を行った者を、落札者とする。

13 適用される制度

最低制限価格制度（鳥取県企業局施設管理調達最低制限価格制度実施要領による。）

14 契約書作成の要否

要

15 手続における交渉の有無

無

16 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除するものとする。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入、納入その他業務を下請け等させること。

(5) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りではない。

- (ア) 再委託の契約金額が委託料の額の 50 パーセントを超える場合
 - (イ) 再委託をする業務に委託業務の中核となる部分が含まれている場合
- (6) 10 の (3) の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札後直ちに契約保証金免除申請書 (様式第 7 号) を 4 (1) の場所に提出すること。